

訪問看護事業重要事項説明書（医療保険）

<令和 7 年 7 月 1 日現在>

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	一般社団法人 三原市医師会
代 表 者 名	会長 小園 亮次
所 在 地	〒723-0051 三原市宮浦一丁目15番1号

1. 居宅サービス事業の指定番号および提供地域

事 業 所 名	三原市医師会訪問看護ステーション
サ ー ビ ス の 種 類	訪問看護
所 在 地	〒723-0051 三原市宮浦一丁目15番16号
電 話 番 号	0848-67-9500
介 護 保 険 指 定 番 号	09, 9001, 7
管 理 者 の 氏 名	陰迫 陽子
サービスを提供する地域	三原市（鷺浦町を除く） 尾道市瀬戸田町、因島洲江町、因島原町

2. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的	利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運 営 の 方 針	事業者は要介護者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業日および営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日、お盆（8月14日から8月15日）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営 業 時 間	《月曜日から金曜日》 8時30分から17時30分 《 土曜日 》 8時30分から12時30分 ただし、利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整えるものとします。

4. 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	看護師	1 名		1 名
訪問看護師等	看護師	3 名	4 名	7 名
	准看護師			

5. 提供するサービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護職員が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

- (1) 病状・一般状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテルの管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

6. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。尚、事業者の都合により看護職員を変更する場合は、サービス提供者から事前に連絡します。

担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたり、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当訪問看護職員	
管理責任者の氏名	管理者 陰迫 陽子

7. 利用者負担金

(1) 医療保険法定利用料

【訪問看護療養費】

	所要時間及び内容	看護師による訪問	准看護師
①基本療養費	30分～1時間30分 (1回につき)	5,550円×訪問日数 (週3日まで)	5,050円×訪問日数 (週3日まで)
		6,550円×訪問日数 (週4日以降)	6,050円×訪問日数 (週4日以降)
②管理療養費 (1日につき)	7,670円 3,000円×訪問日数	初日1回 2日目以降	
③情報提供療養費	(1) 1,500円 (2) 1,500円 (3) 1,500円	月1回	
難病等複数回訪問加算	4,500円 8,000円	1日に2回の場合 1日に3回以上の場合	
緊急訪問看護加算	2,650円 2,000円	1日につき(月14日目まで) 1日につき(月15日目以降)	
長時間訪問看護加算	5,200円	週1回	
夜間・早朝加算	2,100円	1回につき	
深夜加算	4,200円	1回につき	
24時間対応体制加算	6,520円	月1回	
特別管理加算	(I) 5,000円 (II) 2,500円	月1回	

退院時共同指導加算	8,000 円	退院退所 1 回につき
特別管理指導加算	2,000 円	該当月
退院支援指導加算	6,000 円 8,400 円	該当月 該当月 長時間にわたる指導の場合
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	該当月に 1 回
在宅患者連携指導加算	3,000 円	該当月に 1 回
緊急時カンファレンス加算	2,000 円	該当月に 2 回
複数名訪問看護加算 (同行者は看護師等)	4,500 円 3,000 円 3,000 円 6,000 円 10,000 円	週 1 回 (イ) 週 3 回 (厚生労働大臣が定める疾病等以外、特別訪問看護指示書以外) (ハ) 1 日 1 回訪問の場合 1 日 2 回訪問の場合 1 日 3 回以上訪問の場合 } いずれか 1 日 1 回 (二) (厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書の場合)
乳幼児加算	1,300 円 1,800 円	6 歳未満 1 日につき 6 歳未満 1 日につき (厚生労働大臣が定める者に該当する場合)
ターミナルケア療養費	(1) 25,000 円 (2) 10,000 円	該当月に 1 回
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	月 1 回
訪問看護ベースアップ評価料	(I) 780 円	月 1 回
① + ② + ③ + 加算 (③と加算は対象者のみ) (費用合計額の 1~3 割が利用者負担) ※利用者が提示する被保険者証等で確認		
基本療養費Ⅲ	8,500 円	入院中に在宅療養に備えて一時的に外泊中の訪問看護 (管理療養費なし)

【利用者負担金】

後期高齢者 対象の方	所得区分	負担割合	上限額
	住民税非課税世帯の方	1 割負担	月額上限 8,000 円
	一般 I	1 割負担	月額上限 18,000 円
	一般 II	2 割負担	月額上限 18,000 円または (6,000 円 + (医療費 - 30,000 円) × 10%) の低い方を適用 (医療費が 30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算。)
	現役並み所得者	3 割負担	月額上限 Ⅲ 252,600 円 + 1% Ⅱ 167,400 円 + 1% Ⅰ 80,100 円 + 1% } (注 1) (注 1) 「+1%」は医療費総額 (10 割) が次の額を超えた場合に、超えた額の 1% を加算。 Ⅲ 842,000 円、Ⅱ 558,000 円、Ⅰ 267,000 円
一般の 健康保険等	(基本療養費 + 管理療養費 + 加算分) × 負担割合となります。		

◆重度心身障害者医療、ひとり親家庭等の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。

【その他の利用料】

対象外サービスの種類	利用者負担額
交通費	1日につき100円
死後の処置料	10,000円

【解約料】

ご利用の方は、7日間以上の予告期間をもって、いつでも契約を解約する事が出来、一切料金はかかりません。

【利用料等のお支払方法】

毎月20日（金融機関が休日の場合翌営業日）ご指定の金融機関よりお引落しいたします。

8. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に緊急事態が生じた際は、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡するとともに、主治医の指示に基づき必要な処置を行います。

療養中、状態が急変した場合は、訪問看護ステーション又は主治医にご連絡ください。

主治医	主治医氏名	連絡先
ご家族	氏名	連絡先
ご家族	氏名	連絡先
居宅介護支援事業所		連絡先
訪問看護	三原市医師会訪問看護ステーション	連絡先 0848 - 67 - 9500

9. 事故発生時等における対応方法

訪問看護サービスの提供中に事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。

10. ハラスメント対策

ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、方針の明確化を行い必要な措置を講じます。

ステーションは、従業者がハラスメントを受けたと判断された場合、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じ、利用契約の解約等の措置を行います。

11. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

訪問看護事業についての苦情の場合は、原則として下記担当者を中心に利用者やサービス提供者からも事情を聞き、苦情に関わる問題を把握の上、居宅介護支援専門員(居宅介護支援事業所)と協議の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明し納得してもらうよう努力する。

サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口 平日8時30分～17時30分	担当者 陰迫 陽子 連絡先 電話 0848 - 67 - 9500 FAX 0848 - 67 - 9502
市町村の相談苦情窓口 平日8時30分～17時15分	・三原市役所高齢者福祉課介護保険係 所在地：三原市港町三丁目5番1号 電話 0848 - 67 - 6240 FAX 0848 - 64 - 2130
	・尾道市役所高齢者福祉課介護保険係 所在地：尾道市久保一丁目15番1号 電話 0848 - 38 - 9440 FAX 0848 - 37 - 7260
	・広島県国民健康保険団体連合会苦情処理係 所在地：広島市中区東白島町19番49号 電話 082 - 554 - 0783 FAX 082 - 511 - 9126

12. 個人情報の保護

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。

予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	管理者 陰迫 陽子
-------------	-----------

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体的拘束等の適正化について

ステーションは、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

ステーションは、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修や訓練を定期的に行います。

16. 衛生管理等について

ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17. その他

当ステーションは毎月第2・4の水曜日（9時～11時）に研修会を行っております。訪問時間の変更をお願いすることがありますので予めご了承ください。

当ステーションでは学生の実習を受け入れています。調査（課題把握）・実習生の訪問同行にご協力お願いいたします。

18. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ・訪問看護職員は、介護保険制度上、利用者に対してのみ訪問看護を提供することとされています。ご家族に対して訪問看護を行うことはできません。
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容態の急変、都合によりサービスを利用できなくなったときは、出来る限り早めに当事業所へご連絡ください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護の重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

<住 所> 三原市宮浦一丁目15番16号
<事業者名> 一般社団法人 三原市医師会
<代表者名> 会長 小園 亮次 印

説明者

<職 名> 三原市医師会訪問看護ステーション

<氏 名> _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

代筆 ()

代理人

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

利用者との続柄 ()